



## トピックス

### 「労災認定 事業主は不服申し立てできない!? (最高裁)」

労災の認定について、事業主が不服申し立てができるかどうか争われた訴訟の上告審判決で、最高裁第一小法廷は、7月4日、「**労災認定について事業主は不服を申し立てられない**」とする初めての司法判断を示しました。

事業主の不服申し立てが認められれば、一度認められた労災が後から取り消されるおそれが生じ、労働者の立場が不安定になる懸念があり、このような事態が回避されたということになります。



労災保険制度では、事業の労働災害の発生状況に応じて、+40%から-40%の範囲で、労災保険率を増減させる制度（メリット制）があり、事業主側は、当該労災支給決定により、納付すべき労働保険料が増額されるおそれがあることなどを理由に訴訟提起していましたが、当然に納付すべき労働保険料の決定に影響を及ぼすものではない、として原告適格が認められなかった形です。

### トラック飲酒運転を厳罰化（点呼未実施による車両停止上乗せ等）

国土交通省は、トラック運転手が飲酒運転をした場合、本人が勤務する運送事業者への行政処分が厳罰化されます。

これまで飲酒運転自体に対する車両使用停止処分はありましたが、運転手の酒気帯びの有無を確認する点呼の未実施などが判明した場合は、処分期間を上乗せすることとし、2027年1月に実施予定。

方針では、飲酒運転を行った運転手の勤務する運送事業者に対して、現行の車両使用停止処分（飲酒運転に対しては車両1台を100日間分）に加え、点呼の未実施や飲酒運転に対する教育を怠っていたことが判明した場合、停止期間が100日間分上乗せされることとなります。国土交通省によりますと、事業者に対する監査では、過労運転や点呼の未実施などの違反が見つかることが多いそうで、違反が重なると事業停止処分が科される可能性があります。



## フリーランス・事業者間取引適正化等法とは

2024年11月より「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が施行され、個人で働くフリーランスに業務委託を行う発注事業者に対し、業務委託をした際の取引条件の明示、給付を受領した日から原則60日以内での報酬支払、ハラスメント対策のための体制整備等が義務付けられます。フリーランスに業務委託をされている、されたことがある、今後考えていきたい企業はぜひ確認しましょう。

発注事業者	フリーランス（従業員を使用していない業務委託の相手方）
フリーランスに業務委託をする事業者 従業員を使用していない	下表の①が義務
フリーランスに業務委託をする事業者 従業員を使用している	下表の①、②、④、⑥が義務
フリーランスに業務委託をする事業者 従業員を使用している 一定の期間以上行う業務委託である	下表の①、②、③、④、⑤、⑥、⑦が義務 ※なお、「一定期間」とは、③は1か月、⑤⑦は6か月です。 契約の更新により一定期間以上継続して行うこととなる業務委託も含む。

義務項目	具体的な内容
①書面等による取引条件の明示	●業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「（検査を行う場合）検査完了日」「（現金以外の方法で支払う場合）報酬の支払方法に関する必要事項」
②報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて <b>60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと</b>
③禁止行為	フリーランスに対し、 <b>1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと</b> ●受領拒否●報酬の減額●返品●買いたたき●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請●不当な給付内容の変更・やり直し
④募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮	<b>6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと</b>
⑥ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応など
⑦中途解除等の事前予告・理由開示	<b>6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、</b> ・原則として <b>30日前までに予告しなければならないこと</b> ・予告の日から解除日までフリーランスから理由の開示の請求があった場合には <b>理由の開示を行わなければならないこと</b>

フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL : 082-293-8102 FAX : 082-293-8104

E-mail : info@jinji-fuku.jp URL : http://www.jinji.fuku.jp

